

高知地方最低賃金審議会 議事録

高知労働局

第54期 第4回

開催年月日 令和5年8月14日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	高知県最低賃金の改正決定について
公益代表	3名	2	その他
労働者代表	5名		
使用者代表	4名		

次回本審開催予定日 令和5年8月30日

[開会] 午前11時01分

大井会長代理 ただ今から、第54期第4回高知地方最低賃金審議会を開催します。  
まず、本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 本日は近藤会長が欠席となっておりますので、大井委員に会長代理をお願いしております。

本日は公益議員3名、労働者代表5名、使用者代表委員4名の合計12名出席していただき、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告します。

会長代理 それでは、議事に入ります。ここで頭撮りは終了いたします。  
カメラマンの方は、退室をお願いします。

事務局 カメラマンを2階中会議室に案内

会長代理 では、議事(1)「高知県最低賃金の改正決定について」です。  
高知県最低賃金の改正決定につきましては、専門部会でご審議をいただいておりますが、その結論が得られたようで報告書及び公益委員見解が配付されています。

専門部会の中橋部会長から説明をお願いいたします。

中橋委員 それでは、改正決定に関する専門部会報告について、説明させていただき

ます。

事務局から報告書を読み上げてください。

賃金室長 「報告書」読み上げ

中橋委員 　ただ今、読み上げました報告書につきましては、第1回専門部会を8月1日に開催してから、本日8月14日まで、7回の専門部会を開催した結果となっております。

　第1回専門部会におきましては、労使の基本的主張が行われ、第2回以降慎重に改正の審議を重ねてまいりました。

　その間、労使ともに歩み寄りをいただきましたが、意見の一致には至りませんでした。そのため、本日、第7回専門部会において、公益委員見解を述べさせていただきます。

　公益委員見解については事務局から読み上げをお願いします。

賃金室長 「公益委員見解」読み上げ

中橋委員 　先ほど事務局から読み上げていただきました公益委員見解について、労使双方に検討いただき、その後採決を行いました。

　その結果、賛成多数でありましたけれども、全会一致には至らなかったため、専門部会報告書にまとめ、報告させていただいた次第でございます。

会長代理 　ただ今、中橋部会長からの報告がありました。

　7月3日に開催しました第2回の本審議会において、「専門部会で全会一致した場合に、審議会令第6条5項を適用し、全会一致でない場合には、本審において改めて議決する。」ということを確認いただいております。

　ただ今の報告内容は、全会一致にはなっておりませんので、本審議会において、改めて審議を行いたいと思います。

　審議の方法ですが、発効日10月8日の確保のため、本日この場で結論を出すということで、よろしいでしょうか。

異議なし

会長代理 　まずは専門部会報告について、ご意見をいただきたいと思います。

　労使各側は、ただ今の専門部会の報告書の内容、審議結果について、意見調整がなされているでしょうか。

　意見調整の必要があれば個別で調整いただきますが、いかがでしょうか。

- 市川委員 労働側は調整時間をいただきたいです。
- 沖田委員 使用者側も同じく頂戴したいと思います。
- 会長代理 では、別室でご検討いただき、調整が終わり次第再開します。
- 会長代理 それでは各側で調整が終了したようですので、ただ今から専門部会の報告書の内容について、ご意見をお伺いしたいと思います。  
まず、労働者代表委員からお願いします。
- 市川委員 労働側は、最低賃金の水準は、本来セーフティネットに相応しい水準にあるべきであり、基本的には、1,030円以上が必要だと考えています。  
今年の審議では目安を重要な参考としていわゆる最賃を決定する3要素のうちの、生計費と賃金水準に重点をおいて審議しました。  
公益見解は、低廉な賃金の労働者にとって、死活問題になってしまう物価上昇を相当加味したと受け止めています。  
従いまして、本来セーフティネットに相応しい水準に至らないという不満はありながらも、公益見解で出された目安プラス5円については、労働側としては受け入れたいと思います。
- 会長代理 次に、使用者代表委員からお願いします。
- 沖田委員 今回示された改正決定に関する報告書につきまして、一言申し上げます。  
専門部会におきまして、使用者委員のこれまでの主張を一定程度踏まえての結果であるということは認識しております。  
人材確保という面において、全国との競争力を高めるために、一定の賃上げにより格差是正が必要だと考えております。  
ただ、この格差につきましては、昭和47年に時間給が設定された当時から徐々に開いてきているもので、直ちに格差をなくすのは厳しいものがあり、ある程度の時間をかけていく必要があると考えております。  
今回の賃上げ額については、最近の物価高騰を重視して決めたものでありまして、働く方の生活を考えるという意味で、一定の理解は示しておりますが、その一方で企業側も外的要因による原材料の高騰、それからコロナの影響もまた残っておりますし、コロナ融資の返済が始まる企業もあり、大変厳しい状況の中、さらに賃金の引上げを求めるといふものでございます。  
よって、我々使用者委員としては、賃上げの必要性については十分理解し

ておりますし、その意義も理解しておりますが、本年度の急激な高水準の賃上げに関しましては、今後さらに苦境に追い込まれる事業主もあるという観点から、今回の賃上げ額は、同意しがたい水準であるということを申し上げておきます。

会長代理

それでは、採決に入りたいと思います。

私自身は本審の議長職として、採決には入らないこととします。

専門部会報告のとおり、高知県最低賃金について44円引き上げ、897円とすることについて採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

公益委員2名、労働者側委員5名、使用者側委員0名でした。

次に、反対の方、挙手をお願いします。

公益委員0名、労働者側委員0名、使用者側委員4名でした。

採決の結果、賛成多数ではありますが、全会一致とはなりませんでした。

従いまして、審議会令第5条第3項の規定である「会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、会長代理の決するところによる」により、賛成多数との結果となりましたので、可決されました。

次に、要望事項についてです。

専門部会で議論いただき、政府及び労働局への要望事項を専門部会報告に記載いただきましたので、要望事項について答申に入れたいと思いますが、どうでしょうか。

異議なし

会長代理

それでは、事務局において要望事項を入れた答申案を作成してください。

賃金室長

少々お待ちください。

答申案を会長代理が確認、了解

会長代理

それでは、事務局から答申案を委員の皆様へ配付し、読み上げてくださ

い。

賃金室長 「答申(案)」読み上げ

会長代理

この答申案について、何かご意見はありますか。

## 意見なし

会長代理 特になさうですので、ただ今事務局が読み上げた答申案を答申文とします。

それでは、答申を局長にお渡しいたします。この間は撮影可能とします。カメラマンの方に入室してもらってください。

事務局 カメラマンを会議室にご案内  
答申文（原本）を会長代理へ手交後、局長に答申  
事務局 カメラマンを控室にご案内

局長 一言ご挨拶申し上げます。

7月3日に諮問させていただきまして、高知県最低賃金の改正決定の答申を先ほど大井会長代理から手交していただきました。

委員の皆様におかれましては、本年7月3日の諮問以来、2回にわたる審議会、意見聴取に係る全員協議会の開催、さらに7回にわたる専門部会を精力的に開催、ご審議いただき、ありがとうございました。

諸般の事情を踏まえて、慎重かつ大変ご熱心にご審議をいただいたところでございます。心から感謝を申し上げます。

また、高知労働局の要望事項につきましては、適切に対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

高知労働局といたしましては、この答申に基づきまして、改正に向けた手続きを直ちに進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

誠にありがとうございました。

会長代理 今後の手続きについて、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 本日答申をいただきましたので、最低賃金法第12条の規定に基づき、本日異議申出の公示を行います。

申出の締切日は、15日の期間をとり、8月29日までとします。

異議申出がなされた場合は、異議申出について審議をするため、本審を開催することになり、開催日程につきましては、後日事務局から連絡をさせていただきます。

各委員の皆様のご出席をお願いいたします。

会長代理 ただ今の事務局の説明について、何かご質問はありますか。

意見なし

会長代理      ただ今、事務局から説明があったとおり、異議の申出があった場合に審議を行うこととなります。

                 なお、次回の本審は、8月1日の審議ですでに公開を決定しておりますので、そのように取扱います。

                 本日予定した議題は終了しましたが、ほかに何か意見はありますか。

意見なし

会長代理      特にないようですので、最後に私から一言申し上げます。

                 中橋部会長を始め、専門部会委員の皆様には、暑い中、慎重かつ円滑な審議をいただきましたことを本審議会を代表し、感謝申し上げます。

                 長期間にわたる審議、大変お疲れ様でした。

                 それでは、本日の審議はこれをもって閉会します。

[閉会]    午後12時01分